

定住自立圏構想の今後の展開について

中心市について

- 中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。
- このような観点から、中心市の要件は、人口4万人超、昼夜間人口比率1以上等を満たす市としている。（下記参照）
- 人口、昼夜間人口比率については、定住自立圏構想推進要綱において、原則として、平成17年国勢調査に基づく数値を用いることとしている。（合併市の場合は、合併期日以前の直近の国勢調査における人口最大の旧市の昼夜間人口比率を用いることとしている。）

中心市の要件

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
 - ③地 域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

対応を検討すべき都市

H17 非該当 → H22 該当

人口	昼夜間比率	該当する都市
× → ○	○ → ○	1市[パターンA] (加東市)
	× → ○	なし
○ → ○	× → ○	4市[パターンB] (北杜市・関市・掛川市・加西市)

H17 該当 → H22 非該当

人口	昼夜間比率	該当する都市
○ → ×	○ → ○	9市[パターンC] (稚内市※・釜石市・新庄市・ 熱海市・備前市※・長門市※・ 八幡浜市・南さつま市・南九州市)
	○ → ×	なし
○ → ○	○ → ×	3市[パターンD] (滝川市・いわき市・岡谷市)

※中心市宣言済

平成22年国勢調査への対応案

【基本的な考え方】

- 定住自立圏構想については、平成21年度に本格的にスタートしており、現在、延べ300団体が取り組んでいることを踏まえ、すでに取組を進めている団体に支障が生じないような対応が求められる。
- 平成22年国勢調査に基づき新たに中心市要件を満たす団体については、定住自立圏構想への取組の更なる促進に向けて対象団体として含めることが適当である。
- 東日本大震災の被災地域においては、震災からの復旧・復興に傾注している状況であり、それを踏まえた対応が必要である。

(参考) 平成22年国勢調査を用いた場合 中心市要件を満たさなくなる未宣言中心市(9市)に対するアンケート結果

- ・平成22年国勢調査に置き換えても構わない…3市
- ・平成17年国勢調査で要件を満たしている市が中心市宣言できる一定の経過期間を設けた上で、平成22年国勢調査に置き換えるのであれば構わない…3市
- ・平成17年国勢調査で要件を満たしている市は引き続き対象としてほしい…2市
- ・東日本大震災からの復旧・復興に傾注している中で、性急に判断することはできない…1市

【対応案】

- 人口、昼夜間人口比率については、原則として、平成22年国勢調査の数値に置き換える。ただし、平成17年国勢調査で要件を満たしている宣言中心市については、引き続き対象とするとともに、未宣言中心市については、要綱の改正(H24.10.1を予定)から3年間(東日本大震災の特定被災地方公共団体については、当分の間)、中心市宣言できる経過期間を設ける。

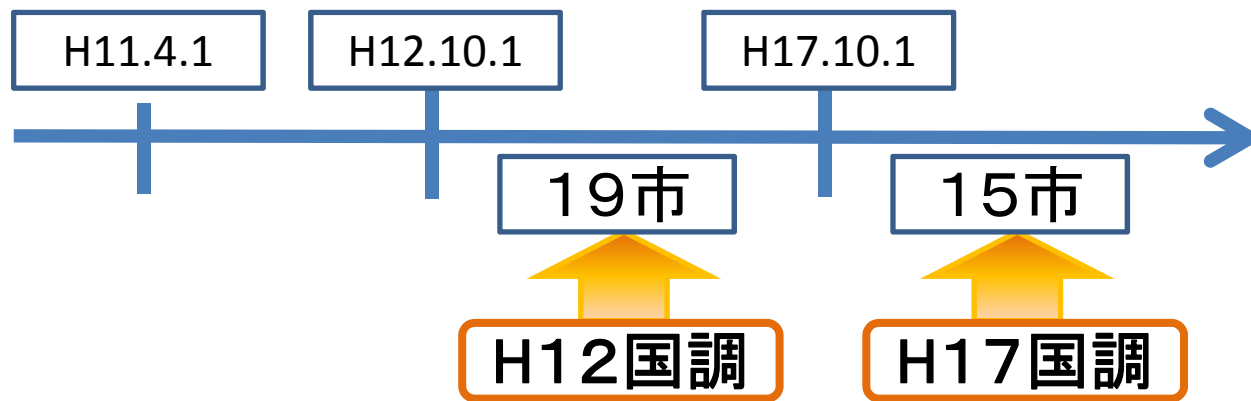
合併関係市に係る昼夜間人口比率の特例に係る対応案

【現状】

- 平成11年4月1日以降に合併した市については、合併期日以前の直近の国勢調査において、人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上であれば、中心市要件を満たすこととしている。
- この特例規定により、平成12年または平成17年国勢調査の昼夜間人口比率の数値を用いることになる団体は、中心市宣言済:22市 未宣言中心市:34市

【基本的な考え方】

- 定住自立圏構想については、現在、延べ300団体が取り組んでいることを踏まえ、すでに取り組を進めている団体に支障が生じないような対応が求められる。
- 合併関係市に係る特例規定により、平成12年または平成17年国勢調査の昼夜間人口比率を用いることになる未宣言中心市(34市)については、一定の経過期間を設けた上で、見直しが必要である。



(参考) 本特例規定を削除した場合、中心市要件を満たさなくなる未宣言中心市(34市)に対するアンケート結果

- ・特例規定を削除しても構わない…17市(50%)
- ・合併後一定の期間内は、特例規定を認めてほしい…4市(12%)
- ・今後中心市宣言を予定しているので、特例規定を削除しないでほしい…2市(6%)
- ・その他…11市(32%)

【対応案】

- 合併後10年を経過した未宣言中心市については、要綱の改正(H24.10.1を予定)から3年間(東日本大震災の特定被災地方公共団体については、当分の間)、中心市宣言できる経過期間を設けたうえで、本特例規定の適用対象から除外する。

「周辺市町村」の呼称について

【現状】

○定住自立圏構想推進要綱においては、宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結した市町村を「周辺市町村」というとされている。

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）（抜粋）

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び周辺にある市町村(以下「周辺市町村」という。)の区域の全部

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する周辺市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって、各周辺市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

○ 周辺市町村は、圏域内において重要な役割を担うことが期待されているが、(要綱第1(3))
「中心市」に対する「周辺」という呼称に抵抗を感じているため、
定住自立圏構想への取組が進んでいないケースも存在する。

(参考)「定住自立圏構想の現状についての調査」アンケート結果

○未宣言中心市に対する質問では、定住自立圏構想への取組が進まない理由として、

13団体(7.9%)が「『周辺市町村』という名称に抵抗を感じている市町村がある」を挙げている。

○宣言済み中心市に対する質問では、「周辺市町村」の名称を「連携市町村」に変更することについて、

25団体(31.3%)が「変更してほしい」と回答している。

【対応案】

○平成22年国勢調査へ対応するための要綱改正(H24.10.1を予定)に合わせ、
市町村の判断により、「連携市町村」「構成市町村」と呼称することも差し支えない旨を
要綱に明記する。